

災害救助用備蓄物資（食料）仕様書

1 品名及び数量

災害救助用備蓄物資（食料・白飯） 2,598箱（1箱50食入り）

2 基準品

サタケフードビジネス株式会社 マジックライス「ななこめつつ 白飯」（内容量：70g）

※基準品以外の「3 仕様」を満たす同等品で入札に参加される場合は、令和8年10月15日（木）午後5時までに「7 仕様関係担当者」に「（第2号様式）同等品届」を提出し、承認を得る必要があります。

3 仕様

- (1) お湯でも水でも使用でき、注ぐだけで簡単に調理ができるもの（調理時間はそれぞれ8分以下、50分以下）。
- (2) お湯（水）の量を変えることで、高齢者等でも食べられるやわらかめのご飯となるもの。
- (3) カロリーは260～280kcal／食はあること。
- (4) 保存容器がそのまま食器（お皿）になり、スプーン等の食器付きであること。
- (5) 食べ終わった後は、可燃ゴミとして処分できること。
- (6) 特定原材料8品目及び特定原材料に準ずるもの20品目を使用していないこと。
- (7) 賞味期限が令和16年（2034年）3月31日以降であること。
- (8) 空調設備のない室内で7年間以上の保存が可能なもの（保管場所が倉庫等のため、高温多湿になる可能性あり）。
- (9) 配布しやすいように、1食ずつの分包（1食分：大人1人用）になっていること。また、納品時は、50食／セットで、ダンボール箱入りであること。
- (10) 1箱当たりの大きさが縦・横・奥行きが3辺合計が120cm以下かつ、重さが10kg以下であること。
- (11) 上記ダンボール箱は、3m程度の高さになるように積み重ねても長期間（7年以上）耐えられる強度であること。

4 納入方法

- (1) 日程については、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課と十分に打ち合わせ、調整し、5の納入期限までに納品すること。また、納入方法、納入場所の詳細についても、納入先の担当職員の指示に従うこと。
- (2) 納入に際し、既在の施設や設備に損害を与えないよう十分配慮し、必要があれば養生等の措置を講じること。万が一破損した場合は、納入業者が負担し、原状に復旧すること。
- (3) 納入場所に保管されている既存物資の移動について対応すること。

- (4) パレット（1.1m×1.1m程度）に、一段あたり8箱ないし9箱程度積載した上で、荷崩れを起こさないようにストレッチフィルムによるラッピングを施し、指定箇所へ配置すること。なお、保管スペースの状況により、納入先の担当職員がラッピング困難であると判断した場合は、ラッピング不要とする。
- (5) パレットやストレッチフィルム等の納入に必要な備品は受注者が用意すること。なお、その経費は本契約の契約金額に含まれる。
- (6) 納入時、不要になった梱包材等は、納入業者が持ち帰ること。
- (7) 納品時に、立会した納入先の担当職員から、受領のサイン及び納入日の記入を受け、納入完了後、速やかに納品書（原本）及び納入後写真を7の担当者に提出すること。

5 納入期限

令和9年3月19日（金）

なお、具体的な搬入日については、なるべく早い日程で別途協議の上、決定する。

6 納入場所及び納入数量

次の表のとおりとする。なお、具体的な納入場所は別途指示する。

※納入場所の箇所数：市町村は1箇所、高知県は複数箇所

自治体名	担当課室	納入数量（箱）
高知市	防災対策部防災政策課	792
室戸市	防災対策課	200
安芸市	危機管理課	50
南国市	危機管理課	128
土佐市	防災対策課	90
須崎市	防災課	-
宿毛市	危機管理課	-
土佐清水市	危機管理課	80
四万十市	防災まちづくり課	-
香南市	防災対策課	181
香美市	防災対策課	40
東洋町	総務課	69
奈半利町	総務課	22
田野町	総務課	30
安田町	総務課	18
北川村	総務課	-
馬路村	健康福祉課	-
芸西村	総務課	6
本山町	総務課	-
大豊町	総務課	38
土佐町	総務課	-
大川村	総務課	6
いの町	総務課危機管理室	-
仁淀川町	総務課危機管理室	-
中土佐町	総務課危機管理室	-
佐川町	総務課	-
越知町	危機管理課	-
梼原町	総務課	6
日高村	総務課危機管理室	-
津野町	総務課危機管理室	6
四万十町	危機管理課	8
大月町	総務課危機管理室	-
三原村	総務課	-
黒潮町	情報防災課	115
高知県	危機管理部南海トラフ地震対策課	713
合計		2,598

7 仕様関係担当者

(1) 担当者

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 主幹 島田 丈寛
上記不在の場合、同課 チーフ（地域支援担当） 井上 政彦

(2) 連絡先

電話番号：088-823-9317

E-Mail : 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

8 その他

- (1) 物品の納入が完了した日から1年間については、メーカー又は納入業者の責めに帰する破損・汚損、不良その他の不具合が生じた場合は、速やかに交換に応じること。
- (2) ダンボール箱には1箱ごとに下記内容を4側面に耐光インキなど退色しにくい青色（細かな色の調整は別途担当者と相談）で表示すること。また、前年度までに購入した備蓄物資との区別を容易にするため、余白部分に斜線を入れるなど装飾を施すこと。なお、シールによる貼り付けも可能とする。文字の大きさやレイアウトは、ダンボール箱の規格に合わせ、できるだけ大きくすること。契約締結後速やかに県担当者に案を提示し、承認を得ること。
- (3) ダンボール箱の表示は2種類（高知県納入分はパターン①、市町村納入分はパターン②）用意し、それぞれ指定の数量を指定の場所に納品すること。

パターン①（高知県納入分）

2026	高知県災害救助基金
共同調達事業 （防災力強化総合交付金（広域連携推進事業）事業）	
・品目名：災害救助用備蓄物資（食料・白飯） ・納入年度：令和8年度（2026年度） ・賞味期限（年月日）：20〇〇（令和〇）年〇月〇日 ・規格：50食／箱 ・製造者：〇〇〇 ・納入者：〇〇〇  	
高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 TEL：088-823-9317	

パターン②（市町村納入分）

2026	高知県災害救助基金
共同調達事業 （防災力強化総合交付金（広域連携推進事業）事業）	
・品目名：災害救助用備蓄物資（食料・白飯） ・納入年度：令和8年度（2026年度） ・賞味期限（年月日）：20〇〇（令和〇）年〇月〇日 ・規格：50食／箱 ・製造者：〇〇〇 ・納入者：〇〇〇	
〇〇市町村〇〇課室 TEL：088-000-000	